

資料3

第463号

官報

9 令和3年3月31日 水曜日

都市計画道路事業の変更承認及び認可について

| | |
|---------------------|------|
| 標柱五十号から二八〇度三八分三秒 | 五十一号 |
| 一四・五四九メートルの地点 | 五一〇号 |
| 標柱五十一号から二五〇度二八分五秒 | 五十二号 |
| 二〇・〇一八メートルの地点 | 五十三号 |
| 一九・九五九メートルの地点 | 五十四号 |
| 標柱五十三号から二六度四七分三六秒 | 五十五号 |
| 一五・二七三メートルの地点 | 五十六号 |
| 標柱五十四号から二九九度五一一分二七秒 | 五十七号 |
| 一六・三二九メートルの地点 | 五十八号 |
| 標柱五十五号から一八六度〇分四一秒 | 五十九号 |
| 一一・二九六メートルの地点 | 六十号 |
| 標柱五十六号から二一八度五五分四四秒 | 六十一号 |
| 一三・一七七メートルの地点 | 六十二号 |
| 標柱五十七号から二三〇度一二分三四秒 | 六十三号 |
| 二〇・〇五〇メートルの地点 | 六十四号 |
| 標柱五十八号から二一八度四分五七秒 | 六十五号 |
| 二一・一三九メートルの地点 | 六十六号 |
| 標柱五十九号から二三〇度一七分三九秒 | 六十七号 |
| 一九・三六八メートルの地点 | 六十八号 |
| 標柱六十号から二五二度一分一〇秒 | 六十九号 |
| 一四・六三三メートルの地点 | 七十号 |
| 標柱六十一号から二五七度一八分三九秒 | 七十一号 |
| 二〇・七五九メートルの地点 | 七十二号 |
| 標柱六十二号から二三七度二五分九秒 | 七十三号 |
| 一六・〇九メートルの地点 | 七十四号 |
| 標柱六十三号から二四三度五分四一秒 | 七十五号 |
| 一八・六五六メートルの地点 | 七十六号 |
| 標柱六十六号から一九〇度四三分三四秒 | 七十七号 |
| 一二・〇九メートルの地点 | 七十八号 |
| 標柱六十四号から二四三度五〇分四一秒 | 七十九号 |
| 四・〇〇一メートルの地点 | 八十号 |
| 標柱六十五号から二四五度四五分三秒 | 八十一号 |
| 一八・六五六メートルの地点 | 八十二号 |
| 標柱六十六号から二三七度二五分九秒 | 八十三号 |
| 一六・九一メートルの地点 | 八十四号 |
| 標柱六十七号から二六八度四分一秒 | 八十五号 |
| 九・二九三メートルの地点 | 八十六号 |
| 標柱六十八号から二七三度四九分一九秒 | 八十七号 |
| 一四・九八七メートルの地点 | 八十八号 |
| 標柱六十九号から二九九度四九分一八秒 | 八十九号 |
| 一六・〇九八メートルの地点 | 九十号 |
| 標柱七〇号から二四三度五分二秒 | 九十一号 |
| 二四・〇三六メートルの地点 | 九十二号 |
| 標柱七十一号から三五四度二四分五五秒 | 九十三号 |
| 一六・七四二メートルの地点 | 九十四号 |
| 標柱六十九号から二〇三度五〇分五〇秒 | 九十五号 |
| 一三・三二六メートルの地点 | 九十六号 |
| 標柱六十八号から一七一度一三分四五秒 | 九十七号 |
| 二〇・六四八メートルの地点 | 九十八号 |
| 一六・七四二メートルの地点 | 九十九号 |
| 標柱七〇号から二六度二二分五六秒 | 一〇〇号 |
| 一三・七六二メートルの地点 | 一〇一号 |
| 標柱七十一号から三三度四七分四八秒 | 一〇二号 |
| 一八・四九一メートルの地点 | 一〇三号 |
| 標柱七十二号から六一度一六分三七秒 | 一〇四号 |
| 一〇・九二六メートルの地点 | 一〇五号 |
| 一三・〇三六メートルの地点 | 一〇六号 |

公示する。

令和3年3月31日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

○国土交通省告示第二百七十二号
都市計画事業の種類及び名称 金沢都市計画道路事業3・3・9号武藏橋場線
事業実施期間 自平成二十九年三月六日至令和六年三月三十日

○国土交通省告示第二百七十二号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、東京都知事による認可とともに、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月31日 国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 施行者の名称 国土交通大臣

二 都市計画事業の種類及び名称 金沢都市計画道路事業3・3・9号武藏橋場線

三 事業実施期間 自平成二十六年三月二十八日至令和十三年三月三十一日

四 事業地 石川県金沢市尾張町二丁目地内

五 収用の手続が保留される事業地

○防衛省告示第八十八号
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和三年三月二十九日次とのとおり決定された。

令和三年三月三十一日 国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 施行者の名称 国土交通大臣 赤羽 一嘉

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業 都市高速道路外郭環状線

三 事業実施期間 自平成二十六年三月二十八日至令和十三年三月三十一日

四 事業地 二〇・六四九メートルの地点

五 共同使用 土地自約二〇平方メートル

六 上陸施設 土地と自衛隊が電柱用地及び電柱支線

七 施設番号 土地・約五、二〇〇平方メートル

八 施設名 土地・約二、〇〇〇平方メートル

九 所在地名 土地・約一九〇平方メートル

十 所有関係 土地使用する。沖縄県が河川改修工事用地として共

十一 公示する。岩国市

十二 令和3年3月31日

十三 在地名 国有

十四 所有関係 民有

十五 施設名 岩国飛行場

十六 施設番号 四〇九二

○国土交通省告示第二百七十号
木曾川総合開発事業により建設した丸山ダムは、特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十号)附則第二項の規定により令和3年3月三十日同法第二条第一項に規定する多目的ダムとなつたので、特定多目的ダム法施行令(昭和三十一年同法第百八十八号)附則第四項の規定により、

二年政令第百八十八号の規定により、

雨水排水施設として追加提供する。



目次

42の2

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可

（都市整備局都市基盤部街路計画課）

一

○昭和三十年東京都告示第百八十一号（東京都土木費補助規程）の一部改正

一

（建設局総務部企画計理課）

告示

●東京都告示第四百三十六号の二

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき国土交通大臣とともに平成二十六年東京都告示第四百七号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| 一 施行者の名称 | 国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社 |
| 二 都市計画事業の種類及び名称 | 外郭環状線 |

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

附則

(二) (一)のうち、無電柱化（東京都無電柱化推進条例（平成二十九年東京都条例第五十八号）第二条第一号に規定する無電柱化をいう。）に要する経費（用地費を除く。）

東京都知事 小池 百合子

四分の三以内

●東京都告示第四百三十六号の三
東京都土木費補助規程（昭和三十年東京都告示第百八十一号）の一部を次のように改正する。
令和三年三月三十一日

三 事業施行期間 平成二十六年三月二十八日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし